

御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び有害鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、有害鳥獣捕獲に従事するために必要な狩猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 御殿場市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣をいう。
- (2) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項の網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 狩猟免許を取得した者（第1種銃猟免許を取得した場合にあっては、装薬銃を所持し、使用する者に限る。）
- (2) 狩猟免許を取得した時点において、市内に住所を有していた者
- (3) 駿東猟友会御殿場支部において、補助金の交付の申請の日から起算して3年以上継続して有害鳥獣捕獲従事者として活動する意思を有する者
- (4) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 市税の滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、狩猟免許の取得のために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。この場合において、補助の対象となる狩猟免許は、補助対象者1人につき1種類とする。

- (1) 社団法人静岡県猟友会主催の狩猟免許試験予備講習会受講料
- (2) 狩猟免許申請手数料
- (3) 猟銃等講習会受講料
- (4) 教習資格認定手数料
- (5) 技能講習及び射撃教習手数料

- (6) 銃所持許可申請手数料
- (7) 猟銃用火薬類譲受許可申請手数料
- (8) 猟友会入会金、会費及び狩猟者登録申請費用（狩猟税は除く。）
- (9) 医師の診断書料
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる狩猟免許の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 網猟免許又はわな猟免許 4万円
 - (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 10万円
- （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許を取得した日から起算して1年以内に、御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
 - (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に、次に掲げる条件その他の必要な条件を付するものとする。

- (1) この要綱の規定を遵守すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 有害鳥獣捕獲後は、適切に処理をすること。
- (4) 駿東猟友会御殿場支部において、補助金の交付の申請の日から起算して3年以上継続して有害鳥獣捕獲従事者として活動すること。
- (5) 交付の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

（補助金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金請求書（様式第3号）

を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(活動状況等の報告)

第9条 交付決定者は、その取得のための経費に対し補助金の交付を受けた狩猟免許の有効期間内において、市長が有害鳥獣捕獲従事活動の状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に取得した狩猟免許から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所
申請者 氏名
電話

御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金の交付を受けたいので、御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 取得免許の種類（該当するものに○をつける）	・網猟免許・わな猟免許 ・第 1 種銃猟免許 ・第 2 種銃猟免許
2 補助対象経費（第 4 条第 1 項に掲げる経費の合計）	円
3 補助金交付申請額（上限額は第 4 条第 2 項に掲げる金額・千円未満切捨て）	円

添付資料 (1) 取得した狩猟免許の写し

(2) 第 4 条第 1 項に掲げる補助対象経費に係る領収書等の写し

.....
上記の者は、駿東猟友会御殿場支部に加入していることを証明します。

年 月 日

駿東猟友会御殿場支部

分会

支部長（分会長）

印

※証明者は、支部長又は分会長とする。

補助対象経費内訳表

(1) 社団法人静岡県猟友会主催による狩猟免許試験予備講習会受講料	円
(2) 狩猟免許申請手数料	円
(3) 猟銃等講習会受講料	円
(4) 教習資格認定手数料	円
(5) 技能講習及び射撃教習手数料	円
(6) 銃所持許可申請手数料	円
(7) 猟銃用火薬類譲受許可申請手数料	円
(8) 猟友会入会金、会費及び狩猟者登録申請費用（狩猟税は除く。）	円
(9) 医師の診断書料	円
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める経費（具体的に記載： ）	円
合 計	円

同意・確認事項

- ・補助要件の確認のため、市が公簿を確認することに同意します。
- ・駿東猟友会御殿場支部において、補助金の交付の申請の日から起算して3年以上継続して有害鳥獣捕獲従事者として活動する意思を有しています。

年 月 日

氏名（自署）_____

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法その他関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 有害鳥獣捕獲後は、適切に処理をすること。
- (4) 駿東猟友会御殿場支部において、補助金の交付の申請の日から起算して3年以上継続して有害鳥獣捕獲従事者として活動すること。
- (5) 交付の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

様式第3号（第7条関係）

御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住所
請求者 氏名 印
電話

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた御殿場市有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 請求者と口座名義人が異なるときは委任状を添付すること。